

令和3年度 第1回子どもにやさしいまちづくり推進会議（要約表記）

【日 時】令和3年8月6日（金）14:00～15:45

【場 所】豊田市青少年センター4階 交流室

【出席者】

（会場出席委員）※委員名は五十音順

昉生田 和哉（豊田市子ども会議）

石橋 裕一（豊田市PTA連絡協議会会長）

板倉 小夜子（豊田市民生委員児童委員協議会主任児童委員部会長）

大橋 一之（連合愛知豊田地域協議会代表）

加藤 賢二（豊田市区長会理事）

加藤 百花（市民公募委員）

釘宮 順子（NPO団体フリースペースK代表）

田浦 武英（豊田市子ども会育成連絡協議会会長）

高木 健成（名古屋法務局豊田支局総務課長）

武田 靖志（愛知県豊田加茂福祉相談センターセンター長）

野口 眞弓（日本赤十字豊田看護大学教授）

堀米 恵（市民公募委員）

松下 幸恵（豊田市母子保健推進員の会副会長）

藪押 光市（豊田商工会議所事務局長）

萬屋 育子（認定NPO法人子どもの虐待防止ネットワーク・あいち（CAPNA）理事）

和田 智司（愛知県足助警察署生活安全課長）

（リモート出席委員）

石井 拓児（豊田市子どもの権利擁護委員代表擁護委員）

柴田 啓子（豊田市こども園保護者の会幹事）

高橋 昌久（一般社団法人豊田加茂医師会副会長）

滝沢 一也（トヨタ自動車株式会社人材開発部海外労政室人権ダイバーシティグループグループ長）

竹川 和人（豊田市私立幼稚園協会市推進委員）

中屋 浩二（児童養護施設梅ヶ丘学園施設長）

福上 道則（豊田市私立こども園園長）

早川 操（椋山女学園大学教授）

三宅 奈津子（豊田市私立幼稚園保護者の会連合会会長）

山田 淳子（豊田市小中学校長会 矢並小学校長）

（事務局）

竹内 寧（子ども部 部長）

加藤 美貴子（子ども部 副部長）

宇佐美 由紀（子ども部次世代育成課 課長）

渡邊 薫（子ども部次世代育成課 副課長）

近藤 裕（子ども部次世代育成課 担当長）

矢藤 亜矢子 (子ども部次世代育成課 担当長)
秋田 真由 (子ども部次世代育成課 主事)
河合 賢典 (とよた子どもの権利相談室 室長)
永田 浩晃 (子ども部子ども家庭課 副課長)
熊谷 明典 (子ども部保育課 課長)
中垣 秋紀 (教育委員会教育政策課 課長)
岩月 章 (教育委員会学校教育課 課長)
仲田 英成 (青少年相談センター 所長)

【欠席者】

田中 強 (豊田市青少年健全育成推進協議会会長)

【オブザーバー】

浅野 幸司 (愛知県豊田警察署生活安全課 課長代理)

1 開会

事務局

- ・令和3年度 第1回子どもにやさしいまちづくり推進会議を開会する。
- ・今回から Zoom での参加も可能としているので、10名の委員はリモートで出席している。

2 委員委嘱

事務局

- ・最初に、豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議の委員の委嘱をさせていただく。本来であれば委嘱状の交付をさせていただくが、机の上に置かせていただく形とする。
- ・本日、委員28名中27名が出席、1名がご都合により欠席されている。これにより、豊田市子ども規則第19条第2項に規定する委員の半数以上の出席を満たしており、本会議が成立していることを報告させていただく。
- ・豊田市では、公正で透明性の高い市政運営を推進するため、審議会及び会議録の公開に努めている。本日の会議においても、会議及び会議録を公開していく。
- ・本日は、傍聴の方が別室の豊田市国際交流協会(TIA)32会議室にて4名いらっしゃる。また、会議録は市のホームページに掲載するので、予めご了承ください。

3 部長あいさつ

事務局

部長

- ・まず、子ども部長 竹内よりご挨拶申し上げます。
- ・本日はお忙しい中ご出席いただきありがとうございます。
- ・昨年来の新型コロナウイルス感染症は未だ終息の兆しが見えていないどころかデルタ株によるさらなる感染拡大が懸念されている。コロナ禍において、子どもたちの教育格差が拡大傾向にある指摘や、心と身体の状態が低下しているといった指摘がある。臨時休校や学校行事の中止・縮小が子どもたちにもたらす影響がある。

- ・経済的な苦境に立たされている若者や、孤立に追い込まれて精神的に苦境に立たされている若者の存在の報道もある。更に、子どもが自身の家族の世話をする「ヤングケアラー」という言葉も取り上げられている。こういった子どもたちを取り巻く環境変化に迅速・適切に対応していくことがより一層求められている。
- ・本日お集まりいただいている関係機関の皆さまとは、日ごろから情報共有をさせていただき連携を密にしていくことが子どもに関する施策の適切な実施につながる。引き続きお力添えをお願いしたい。
- ・子どもにやさしいまちづくり推進会議は、豊田市子ども条例に基づき、子ども総合計画に関する事、子どもに関する施策の実施状況に関する事、そのほか子どもにやさしいまちづくりに関する事について審議・協議を行っていただくことを目的としている。
- ・子どもにやさしいまちづくりを進めるために、広範な分野にわたる総合的な取り組みが必要とされることに伴い、児童福祉などの関連分野の有識者の方に加え、保育・児童福祉関係者、教育関係者、保健・医療関係者、労働関係者、青少年関係者の方など、多様な方々に委員を務めていただいている。
- ・本日は、協議事項3件、報告事項2件を上げさせていただいている。委員のみなさまには、ご自身の立場でぜひ忌憚のないご意見ををお願いしたい。

4 会長・副会長選出

事務局

- ・本会議の会長及び副会長の選出に入る。
- ・豊田市子ども規則第18条第1項に「会長と副会長各1人を置き、委員の互選により決める」と規定されているので、委員の皆様からご推薦いただきたいと思います。会長の選出を行う。どなたかご推薦はあるか。
(野口委員を推薦する声)
- ・野口委員との推薦があったが、委員の皆様はいかがであるか。
(異議なしの声)
- ・異議がないようなので、会長は野口委員をお願いしたい。
- ・続いて副会長の選出を行う。どなたかご推薦はあるか。
(野口委員から高橋委員を推薦する声)
- ・野口委員から高橋委員との推薦があったが、委員の皆様はいかがであるか。
(異議なしの声)
- ・異議がないようなので、副会長は高橋委員をお願いしたい。

事務局

- (野口委員は席の移動)
- ・就任の挨拶を野口会長からいただきたいと思います。

5 会長あいさつ

事務局

- ・野口会長より皆様にごあいさついただく。

会長

- ・本会議は豊田市子ども条例に基づき設置されたものである。子どもの権利を守り、子どもにやさしいまちづくりを進めるために、皆さんご意見をいただければと思うのでよろしく願います。

6 議事

(1) 第3次子ども総合計画の令和2年度事業実績及び令和3年度事業推進について（協議）

【資料1-1】【資料1-2】

- 事務局 ・これから議事に移らせていただく。議事の進行は、豊田市子ども規則第19条第1項の規定に「会長がその議長となる」とあるので、野口会長にお願いしたい。
- 会長 ・スムーズな議事の進行にご協力をお願いしたい。また、リモートの委員の方もみえるので、ご発言の際はご自身の名前を言ってからご発言いただきたい。
- 事務局 ・議事の一つ目「第3次子ども総合計画の令和2年度事業実績及び令和3年度事業推進について」事務局から報告をお願いしたい。
- 事務局 ・まず、資料1-1に基づき、第3次子ども総合計画の推進について説明させていただきます。
- 事務局 ・スライド2に本会議の位置づけについて記載させていただいている。各課で子ども総合計画に基づき事業を実施したものを、庁内会議に諮り、本会議に付議し、ご意見をいただいた後に市民に公表するとう仕組みになっている。
- 事務局 ・スライド3-4に、子ども総合計画のPDCAサイクルについて記載している。スライド4にあるようにPDCAサイクルの中で今年度は令和2年度の事業評価及び令和3年度の事業計画について付議させていただく。
- 事務局 ・続いて、基礎事業と重点事業群の関係について説明させていただく。本計画は基本理念をトップとしてピラミッド形で構成されており、5つの取り組み方針に基づき、173の基礎事業がある。そしてそれとは別に、特に重点的に取り組むべき事業を取りまとめ、7つのテーマの重点事業群がある構造になっている。
- 事務局 ・スライド6に、これらの事業推進について記載している。基礎事業については、「子どもにとって最善の利益となっているかどうか」という視点で事業実施及び実績管理を行っていく。また重点事業群は、横断的に成果を検証し、同じく「子どもにとって最善の利益となっているかどうか」という視点で評価をしていく。
- 事務局 ・続いて資料1-2に基づき子ども総合計画の令和2年度事業実績及び令和3年度の事業推進について説明する。
- 事務局 ・まず、基礎事業の令和2年度事業実績について説明する。取組方針ごとに令和2年度特徴的な取組と取組方針ごとのまとめを掲載しているが、今回はまとめのみ抜粋して説明をする。
- 事務局 ・取組方針Ⅰ「子どもの権利保障」では、子どもの権利について、子どもと大人の双方が理解し守っていくための啓発方法の見直しなどを行った。また、虐待相談件数が増加していることに対し組織の強化等を実施した。
- 事務局 ・次に、取組方針Ⅱ「安心して産み育てられる支援体制の充実」では、妊娠時から子どもが社会的自立をする年齢までの時期に経済的負担を軽減する支援策を実施するとともに、個々の状況に合わせた情報提供や相談等の支援体制の強化を行った。
- 事務局 ・取組方針Ⅲ「すべての子どもが必要な幼児教育と保育を受けられる環境づくり」では、こども園等の定員拡大に向けて施設整備等を行うとともに、ICTの導

入等を通じて保育士の負担軽減に向けた施策を実施した。

- ・取組方針Ⅳ「青少年の健全育成および若者支援」ではコロナ禍でも支援を継続実施できるよう放課後児童クラブにおいて手続きの電子化などを実施するとともに、若者向けの団体支援などにオンライン手法を導入した。また若者が自らの生き方や進路を考えられるように、相談支援セミナーの開催に力を入れた。
- ・最後に取組方針Ⅴ「地域ぐるみによる子育て社会の創造」では、コロナ禍においても継続して企業や地域社会での取り組みを支援できるように研修の実施方法の工夫、市民向けのガイドラインの作成などを行った。
- ・次に、スライド9に中止や縮小となった事業について抜粋して掲載している。計画に掲載されている事業の中でもコロナ禍で中止や縮小せざるを得ない事業があり、子どもの社会参加機会の減少や、孤立する家庭への支援に影響があった。
- ・最後に、スライド10にある子どもの視点での事業推進の確認について説明する。本計画では各事業で子どもの視点での事業推進について確認をしているが、その中でも特に子どもにとって最善の利益を考慮できている事業を抜粋して掲載している。
- ・例えば就学支援事業において家庭訪問で子どもから直接意見を聞いて相談に乗り反映する、公園等の整備においてワークショップで子どものニーズを聞いて遊具の整備などに反映するなど、直接子どもから意見を聞いて事業を推進しているという事業もあった。
- ・続いて重点事業群の令和2年度評価及び令和3年度の推進方法についてである。まず令和2年度における子どもの状況について説明する。1つめはコロナ禍による経験機会の損失である。緊急事態宣言に伴い、臨時休校やイベントの中止、外出自粛要請により、子どもたちが様々な経験をする機会が少なくなったといえることができる。
- ・その他の影響について、全国的なトレンドとしては、失業や労働時間減少に伴う家庭の収入減少や婚姻数、出生数の減少、社会との繋がりの減少などが言われている。豊田市では、現状顕著に数値的な変化としては表れていないが、このような視点で影響がある子どもや子育て世帯がある可能性がある。
- ・また令和2年度に子どもからの意見聴取を行っており、やはり経験が少なくなるなどの、様々な影響があったということが分かる。
- ・これらを踏まえて、重点事業群ごとの子どもの視点による令和2年度の評価及び令和3年度の方向性について説明をさせていただく。
- ・まず重点事業群Ⅰ「子どもの権利啓発の推進」の令和2年度の評価としては、コロナ禍でも出来る啓発を実施したものの、子どもの権利啓発事業等中止となった事業もあり、子どもの権利を市民に啓発する機会は減少した。子どもの権利は、子どもにやさしいまちづくりを推進する上で基礎となるため、改めて大切にすることが必要である。そこで令和3年度は、子どもの権利について理解する大人や子どもを増やすために効果的な取組を推進していく。例えば大人に向けた啓発ツールを新たに作成するなどの取組を行っていく。
- ・続いて、重点事業群Ⅱ「子どもの孤困・きゅうさいプログラム」について、令

和2年度はコロナ禍で社会からの孤立や経済的な影響を受ける家庭もある中で、子どもが家庭環境に左右されず教育や社会参加機会を確保できるよう、例えば子ども医療費助成対象の拡大等の経済的支援や子ども食堂等の活動をする市民の支援を実施した。コロナ禍が長引く中で、困難を抱える家庭の適切な支援ができるよう、更なる取組の推進が求められている。令和3年度については、各地域で活動する市民との連携を一層強化するとともに、経済、相談支援面での取組みの充実を図る。例えば子ども食堂支援事業では、こども食堂ネットワークの立ち上げ支援を実施、子どもの学習支援事業では訪問型による事業の実施、そのほか公立こども園の保育料の低減等の取組を実施する。

- ・続いて重点事業群Ⅲ「情報通信技術を活用した子育て支援サービスの充実」について、令和2年度は、放課後児童クラブにおける緊急メールの整備やこども園でのICTの試験導入などを実施し保護者の利便性を確保するとともにこども園での保育の質も向上に繋がる取組を推進した。こうした取組は子どもにとってのより良い環境作りに繋がるため、引き続きさらなる活用推進が必要である。そこで令和3年度については、事務効率向上に繋がるシステム導入や申し込み手続きの電子化の改善などさらなる活用の推進に努める。
- ・重点事業群Ⅳ「虐待防止および対応策の強化」について、令和2年度は虐待の認知件数が増加する中で人員増等により体制強化に取り組んだ。子どもの権利を守るために、引き続き家庭への支援が必要である。令和3年度は、関係機関との連携および支援体制をさらに強化するため、例として相談支援をする人員をさらに増員するなどの体制づくりを行っていく。
- ・重点事業群Ⅴ「待機児童対策」について、令和2年度については、施設整備等による支援員の拡大により、待機児童ゼロを達成した。子どもの安全安心な居場所を確保するために、引き続き待機児童出さないための取組が必要である。令和3年度も引き続き安心して預けられる環境整備を、放課後児童クラブの専用施設の整備等を通じて実施していく。
- ・重点事業群Ⅵ「義務教育後の社会参加活動の促進」について、令和2年度では若者の社会参加の促進については中止・縮小した事業もあった。また自立に困難を抱える若者支援については、家族向けの事業など視点を変えた取組を実施することができた。コロナ禍で社会的な繋がりが減少する中で、今後の若者の社会参加に繋がるような取組が必要である。令和3年度については、若者と地域のつながりづくりに向けた取組の推進として、例えば（仮称）二十歳のつどいの実施内容について、先ほどのポイントに沿って検討していく。
- ・最後に重点事業群Ⅶ「少子化への対応」について、令和2年度は出産支援等についてはコロナ禍でも継続して実施をするとともに、企業向けの働き方改革支援等を通じて、幅広い視点で取組を実施することができた。外出機会が減る中で、子育てに対して不安を持つ市民に向けた支援を推進することが必要である。令和3年度は、子育て不安の解消に向けた子に合わせた支援の実施や、企業の働き方改革支援を推進する。例として、子育て世代包括支援センターで妊婦や保護者との対話による子育て支援プラン作成等を進めていく。
- ・今の説明内容について、何かご意見・ご質問等はないか。

会長

- 委員
事務局
委員
事務局
委員
事務局
委員
事務局
会長
- ・企業の働き方改革の支援について、令和2年度は実施したか。
 - ・働き方の改革アドバイザーの派遣支援などに取り組んだ。
 - ・デジタルツールを活用しながら進めているとのことだが、何か具体的に変化があったなどの把握はしているか。
 - ・具体的にといった数字は本日お伝えすることが難しい。
 - ・子ども食堂についてお聞きする。コロナ禍の中でも活動が実施されていたとのことだが、今年度の市として方針などあるか。
 - ・コロナ禍において子ども食堂が安全に実施できるよう、昨年度ガイドラインを作成したので、これを継続していきたい。
 - ・まず1つ目は子ども食堂について、以前に10か所ぐらいという目標があったと思うが、どんどん増えておりこれから先も増える方向かと思う。中学校区に1つぐらいの感じで増やすのか教えてほしい。2つ目は子どもの権利啓発事業について、コロナ禍で相談が減っているということだが、なかなか声を出せない状況もある。豊田市はいち早く子どもの権利条例を作ったが、これからどのように推進していくか伺いたい。
 - ・1つ目の子ども食堂については、先ほど事務局からも報告があったようにコロナ禍で子どもが経験する機会が失われているということもあるので、子ども食堂で食を通じて子どもの経験を増やしていきたいという方向性である。現在子ども食堂は豊田市内に全127ヶ所、地域の方々の協力の中で活動していただいているが、やはり中学校区という単位だと、子どもが自分の力で歩いていくこともできないため、中学校区単位とは言わず小学校区単位で、必要な地域にはあると良いと考えている。
 - ・2つ目の権利啓発事業については、子どもの権利学習プログラムとして、小学校や中学校で子ども向け事業を実施している。また、中学校を対象に子どもの権利啓発事業として、教員や生徒向けに展開していくものがある。令和2年度はコロナ禍で中学校の方を実施できなかったが、令和3年度については実施していく予定である。
- ご意見・ご質問等が特にないようなので、次の議題に移らせていただく。

(2) 青少年の健全育成及び若者支援に関する施策の見直しについて（協議）

【資料2】

- 会長
事務局
- ・次に、「青少年の健全育成及び若者支援に関する施策の見直しについて」を議事とする。事務局から説明をお願いする。
 - ・青少年健全育成および若者支援に関する施策の見直しについて協議資料の2に沿って説明させていただく。1番の目的および子ども総合計画での位置づけとしては、「地域社会参加を通して生き抜く力を育て自立し、地域の担い手として成長する」と位置づけられている。
 - ・(1)の基本理念でも、「子どもたちの笑顔が輝くまち」と、子どもの主体性を大切にしている。
 - ・(2)の取組方針の中では、「社会を生き抜いていく力を育み、自立できるよう

に、地域や社会との交流の機会や活動のきっかけ作りを行います」となっている。学校教育や家庭教育でも育まれる力は大いにあるが、社会参加の方ではまた違う力が育まれるとされている。学校や家庭で学んだことを生かす力や、思考力、判断力、表現力というものが育まれるとして位置づけられている。

- ・(3)の施策目標では、「高校生・大学生等が地域社会の担い手として成長するために、地域や社会との交流機会や活動のきっかけ作りを行っています」とされている
- ・次に現状および課題だが、(1)のまちの状態としての地域行事に参加している割合は、小中学生は80%ほどあるが、高校生から30%台まで下がる。一方で、青少年センターの認知度は高校生が最も高く、4人に1人程度ということで施設や事業への参加の可能性はある。
- ・次に(2)で確認できる施策の現状であるが、青少年センターで青少年の育成事業のほか、施設利用者との連携事業を実施している。①の青少年育成ということで高校生ボランティアスクールや学生によるまちづくり提案支援事業②の利用者連携ということでサロン賑わい創出事業、例えば音楽室を利用した団体がライブを開くといったものがある。また、とよた若者応援ネット『プラス』といい、メルマガに登録してもらって、事業の情報を発信するものもある。そういった事業が8つあり、延べ参加者数は4,257人。15歳から24歳の若者のうちの8.8%程度にとどまっているのが実情である。
- ・以上を踏まえた現状の認識としては、意欲的な若者が参加する事業は多いがそうでない若者の参加を見込んで事業が少ないということ、もう一つが、施設内での事業が多く、全市域の若者を巻き込むような施設を拠点とした事業が少ないと考えている。
- ・(3)の若者の意見ということで、令和3年度にグループインタビューを実施した。対象は19歳から21歳の学生や社会人。若者の意見からまとめた課題は、①高校生になると社会参加が進学に影響せず、参加意欲を感じない、②高校生以降が好きなことや、活動の幅が広がって忙しく、社会参加の優先順位が下がる、③中学生以前も受身での参加が実は多く高校以降は誘われるなどのきっかけがないということである。
- ・これらのことを踏まえ、3「見直し内容(案)」について説明する。
- ・(1)の施策の方針については大きく2つ。1つは、既存の意欲的な若者が参加する事業に加え、始めるきっかけや継続するきっかけとなる事業を新たに実施し、施策全体を若者の意欲段階に応じて系統的に整理して推進していくということである。もう1つが、若者の地域社会参加に関する意欲向上やきっかけづくりができるように、既に活動している若者団体(以下、活動若者グループ)がほかの若者の社会参加促進を図ることである。
- ・次に(2)の課題に対する新規事業については3つある。
- ・①「参加意欲を感じていない」方には「若者参加トーク」を考えている。次世代育成課や活動若者グループが、社会参加の目的に「自らの生き抜く力」が含まれることや活動内容を伝え、若者の参加意欲を高める事業である。様々な事業に関わっていると、社会参加の目的を知って初めて自分のために頑張ってみようと思ったという意見が多くあった。そういったことを伝えていきたい。

- ・②「優先順位が下がる」については、「若者参加コーデ」を考えている。活動若者グループが、趣味や特技等に取り組む若者団体とそれに関する社会活動を繋ぐ事業である。例えば、「とよた学生盛り上げ隊」という学生団体が、若者バレーチームと中学校バレー部の実技指導をコーディネートした、というもの。なかなか社会参加やボランティアっていうと抵抗があるが、自分の好きなことからきっかけにするのであれば参加したくなるというような意見もいただいている。
- ・③「きっかけがなくなる」については、「若者参加バンク」を考えている。青少年センターがLINEなど登録制のシステムを構築し、気軽に楽しく社会参加するきっかけを作るために、幅広い活動の情報を発信する事業である。多くの活動場所を提供するので、好きな時間帯や、内容も楽しそうなものに、まず取り組んでもらうと良いと考えている。また、こちらについては、対面での参加だけではなく、デジタルでアンケートに回答する、またはオンラインの活動というような社会参加も含まれる。
- ・新規事業と既存事業の位置づけの表を掲載している。若者参加トークでまず意欲の向上を図り、若者参加コーデや若者参加バンクといった、好きなことや、都合のいい時間帯等からまずは始めてから、既存事業に入ってもらおうということを想定している。
- ・ターゲットは社会参画のきっかけづくりというところで高校生から20代前半をターゲットにする。メインターゲットは高校生で、コアターゲットは豊田高校である。こちらは既に連携事業を行っており、かなり協力的・意欲的に参加していただける状況である。
- ・令和3年度は、既存連携事業の中でトーク試作版バンク登録を行い、事業後、部活動とのコーディネートを進める。
- ・市内の公立高校が12校あり、そのうちの1つで実施することで、約11%の生徒にポイントことを伝えることができる。その中でスモールステップとして、小さな成功やモデルを他の高校等にも伝えるとともに、同様のことを、私立学校や大学等にも波及をさせていきたい。
- ・4は、意欲段階に応じた施策の全体像である。始める、深める、また広げるということをテーマにした事業は既存であるが、入り口が少し狭いような状態であるため、図左側のきっかけづくりをしっかりと行い、既存の事業につないでいきたいと考えている。また、図右側にいる既に参加や実績がある子たちから他の若者に、「社会参加するとこんなことが体験できて、実感できる」といったようなビジョンの話をしてもらったり、スポーツ等の好きな活動の中で実践してもらえらること等の情報を発信したりして、機会を作っていこうということを考えている。

会長

- ・今の説明内容について、意見・質問はあるか。特に論点となっている義務教育後の青少年・若者に対し、体系的に社会参加を促す仕組みづくりについて、不明な点やご意見はあるか。

委員

- ・3見直し内容(3)LINE@の登録システム構築について、このLINEを導入して若者が社会参加した等の数字があるか。またこのLINEの登録者数

について、例年上昇しているのか減少しているのか等について伺いたい。

事務局

- ・まず、「LINE@を通して社会参加が促されるか」という実績については、行政の方ではやってないが、「とよたプロモ部」という団体が大学生を対象としたLINE グループを持っている。そちらに大学生が登録してもらって、イベント等のスタッフの呼びかけをすると、都合のいい時間帯や、やりたい内容見ていただいて、参加してくれるというような実績があることを確認している。そのように、こちらでも実施していきたいと考えている。また青少年センターでメルマガという形で実施しているが、やはりタイトルだけの文字はなかなか内容がわからないことも多いので、LINE@のような写真入りなどで伝えられるような方法にしていきたい。
- ・また社会参加の傾向について、年々微増であったが、コロナ禍により事業が中止した部分もあり、昨年度については下がっている状況である。ただ、今、コロナ禍においてもデジタル的なものを含め出来る活動を皆さん考えてくれている。これによりこれから社会参加ができる状態にもなってくると思うので、そこで本日お話ししたような施策を実施し、後押しをしていきたいと考えている。

委員

- ・最初に「地域教育」と言われたと思うが、コロナ禍で地域の中の行事がほとんど実施できないという状況の中で、もちろん青少年センターでも独自にやっているが、もっと地元との関わりなど、ダイナミックな形のあり方を検討していただきたい。例えばおいでんまつりにしてももう4年ないなど、色々なことができない状況になっている。そういうときこそチャンスにしながらもう少し幅広く考えていけるようにしてほしい。地域性もあるため、地域の意見も聞きながらやってもよい。

事務局

- ・地域教育につきましては、社会参加だけに留まらず、大きな視点で考えていきたいと考えている。また若者のグループインタビューで地域との触れ合いについて質問している。そこでは、「若者側から参加したくなるような地域での活動があまりない」というような意見もあった。その中で、今回この「若者参加トーク」で、地域の大人向けにも「若者をどうやって地域参加させていくのか」といったことも実施したい。また、最初に難しいことをやると敬遠されてしまうので、入り口は簡単なものから、段階に応じて本当にやってもらいたいことをやってもらえるようなメッセージを伝えていくなど、幅広く考えていきたい。

会長

- ・他にご意見・ご質問がないようなので、次の話題に移らせていただく

(3) (仮称) 二十歳のつどいの実施について (協議)

【資料3】

会長

- ・次に、「(仮称) 二十歳のつどいの実施について」を議事とする。事務局から説明をお願いしたい。

事務局

- ・資料3に基づき説明させていただく。
- ・まず1「検討の経緯」についてである。令和4年4月から民法改正により成年

年齢で18歳に引き下げられるが、豊田市は平成31年1月に新成人を祝う会の対象者と同じ年齢である20才の若者を対象に、令和5年1月の開催から「(仮称)二十歳のつどい」として実施すると公表している。

- ・理由としては、「18歳は進学や就職を控えている時期で、本人にとって負担である」「20才は飲酒等を含めた全ての年齢制限がなくなる区切りの年齢である」「対象が18歳の場合は、初年が3年一斉開催となり、対象者の確保数が難しい」といったことがある。
- ・令和元年度には、区長会代表者などによる大人と若者による「(仮称)二十歳のつどい」の在り方検討委員会を3回実施しており、地域の特色を生かした28地区での開催継続決定や開催目的の変更、取組方針の骨子の作成をしている。
- ・また、令和3年度に、19歳から21歳の若者や、社会人による若者ミーティングの実施をしている。
- ・他市町の現状だが、各地の対象年齢については、全国の多くの自治体が20歳を対象としていくと表明しており、18歳対象としているところは三重県の伊賀市1つのみである。
- ・式典名称については、多くの自治体が「二十歳の集い」「二十歳を祝う会」などに変更予定で、表記には少しばらつきがある。栃木県の大田原市については、令和3年の1月から既に「はたちの集い」として実施している。
- ・3「式典の内容等」が、「(仮称)二十歳のつどい」の在り方検討委員会で決定した内容である。
- ・(1) 対象年齢は20歳、名称は、「(仮称)二十歳のつどい」とする。
- ・(2) 地域の特色を生かした開催を継続について、コミュニティ会議ごとに実行委員会形式の企画運営を継続していく。
- ・(3) 開催目的の変更について、変更後は「社会全体で子どもたちの成長を祝う」「社会人として自覚と地域への愛着心を育む」「若者が進んで社会参加する動機付けを行う」とする。
- ・(4) の取組方針の骨子については、若者の社会参加に繋がる仕組み(縦に、横に、継続してつながる)を構築するとした。
- ・次に4「取組内容の詳細」について説明する。あり方検討委員会のほかに若者ミーティング等も実施し考えた案である。
- ・(1) 「社会全体で子どもたちの成長を祝う」については、開催地域の大人だけでなく、若者も式典運営に参加して、対象者を祝うほか、市全体でも祝うため、市長のメッセージ動画を全地区で流すことを考えている。
- ・(2) 「社会人としての自覚と地域への愛着心を育む」については開催地域の特色を生かした内容を継続し、対象者が地域の良さを改めて感じるとともに、地域参加や市全体における社会参加の大切さを伝える動画を全地区で流すことを考えている。こちらが先ほどご説明させていただいた若者参加トークと言う社会参加を向上させる取り組みの1つである。
- ・(3) 「若者が進んで社会参加をする動機付け」については、「縦」「横」「継続」をポイントとした社会参加に繋がる仕組みを構築することを考えている。①の「縦につながる」では、19歳、21歳の若者が実行委員会加わり、交流しながら活動することを考えている。実行委員会に20歳でいきなり入ると、よく

分からないので前年と一緒にしてしまうこともあるが、19歳で見学をして、21歳の先輩がアドバイスする形に変えていきたいと考えている。

- ・②「若者が横に繋がる」では、各地区の20歳の実行委員が情報交換等を行うことを考えている。現在28地区で特色のある形で実施できることはとても良が、実は他にどんなことをやっているかは良く知らない。その情報を共有し、地域の特徴の良さを改めて感じるとともに、良いところを共有していければと考えている。
- ・③「若者が継続して繋がる」については、若者が好きな時間や内容で継続して社会参加の仕組みを構築するということで、先ほども資料に入れて説明をさせていただいた取組を実施したいと考えている。若者の参加率ナンバーワンの式典において啓発していきたい。
- ・今後のスケジュールについて、9月10月に区長会、交流館長会、各種団体等へ説明を行い、11月下旬には二十歳のつどいの取組方針を決定していきたい。12月上旬になりましたら、対外的な対応を開始していく予定である。次の令和4年の新成人を祝う1ヶ月ほど前からその次の年はどうなるかというような話が出てくると思うので、そちらに対応できるように考とえている。
- ・説明のあった件に関してご意見・ご質問はあるか。
- ・4「取組内容の詳細」(3)③「若者が継続して繋がる」の図の中にボランティアとして、高校生・中学生・小学生とあるが、これまでも、このようなボランティア活動として関わっていくことはあったのか。

会長
委員

事務局

- ・7月に28地区の新成人を祝う会について地区訪問で伺ったところ、すでにやっている地域もあるというふうに聞いている。例えば、中学生が受付をしたり、高校生がアトラクションとして太鼓の演奏をしたり、21歳の方が次の年の実行委員会にはいりアドバイスをするというような事例もあった。ただ、全地区ではなかなか行えておらず、こういった取り組みはぜひ市内全部広げてほしいというような意見も伺っているので、これをきっかけに全市に広げていけたらいいと考えている。

委員

- ・先輩たちが成人を迎えたときに、見ることができるとやりたいことにつながるので、そういう機会があると良いと思う。

事務局

- ・委員のように、実際に見ていただき主体的に参加していただけるようにしていきたいと考えている。

会長

- ・他にご意見・ご質問がないようなので、次の話題に移らせていただく

(4) 子ども・子育て支援事業計画の変更について(報告)

【資料4】

会長

- ・次に、「子ども・子育て支援事業計画の変更について」を議事とする。事務局から報告をお願いしたい。

事務局

- ・資料4に基づき説明する。
- ・まず1「背景」について説明する。地域子ども・子育て支援事業の実施については、法律の規定に基づき地域子ども・子育て支援事業計画にその事業を位置

付ける必要がある。豊田市においては、この地域子ども・子育て支援事業計画を第3次子ども総合計画第6章に記載をしている。今回、新たな事業実施をするため、計画を変更するもの。

- ・ 今回の変更は2つあり、1つ目が「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業」（以下「多様な集団活動事業」）である。具体的には、令和元年の10月から幼児教育・保育の無償化が始まっているが、今回追加するのは無償化の対象となっておらず、一定の基準を満たした施設を利用する満3歳以上の幼児の保護者が支払う利用料に対して補助を実施するものである。国において事業が創設されたため、豊田市でも行う。
- ・ 豊田市の中で想定しているのは、例えば自然の中でお子さんを預かっている自然保育団体等である。
- ・ 2つ目は「一時預かり（幼稚園型Ⅱ）事業」である。幼稚園では基本的に3歳から5歳のお子さんを預かっているが、保育認定を受けた2歳児についても、幼稚園で預かる事業である。
- ・ 次に3「変更詳細」について説明する。今申し上げた2つの新しい事業の内容、その事業を使いたい人の量の見込み、それに対する確保の内容を計画に記載することになっているため、計画の中に加える。
- ・ 最後に4「事業実施時期」について、「多様な集団活動事業」については、令和3年10月1日施行予定だが、令和3年4月1日に遡って適用することを検討しているところである。2つ目の「一時預かり（幼稚園型Ⅱ）事業」については、既に4月1日から実施している。
- ・ 説明のあった件に関してご意見・ご質問はあるか。
- ・ 意見というか想いについてお話をさせていただく。国の方針で母親がなるべく外で働くというのは大切なことで、やっぱり女性の社会で関わっていく経験は素晴らしいことだと思う。そんな中で、子どもは早い子だと朝7時30分から夜7時まで、約12時間同じところにいる状況である。現在勤務している園と同じ園に自分の娘が通っていたが、その当時と比べて子どもたちは本当に疲れていると感じる。先生方は一生懸命先生やってくくださるが、やっぱり家でゆったり過ごす時間が少なく、どうしてもイライラする姿が見受けられる。母親も外に出ることはもちろん必要だが、やっぱり国や企業が丸となって、例えば子育てする期間はもう少し働く時間を少なくできるなどできるといいと思う。子育て先進国のスウェーデンでは、16時や17時に両親とも仕事から帰って、その後お母さんがご飯作る日があれば、お父さんがご飯を作る日もあったりする。本当の意味で子どもの事を考えられるまちができると良いと思う。SDGs未来都市である豊田市であればできると思う。
- ・ 国の配置基準の中で保育を実施していくしかないが、やはり昔と比べるととても繊細な子どもが多くおり、先生方も疲弊している。社会全体でゆったり育ちができる社会になってほしいと思う。

会長
委員

事務局

- ・ 所管する部分で申し上げると、こども園の職員の働き方改革等の点で様々な取組を行っている。また、社会全体で働かれる保護者の方は増えており、乳児就園率や早朝・延長利用者も増えている状況である。こども園でお預かりするにあたって、お子さんが毎日元気で家に帰っていけるよう取り組んでいきたい。

委員 ・ 35年ほど、自宅を開放しながら、他のお母さんたちと色々な活動をしてきた。現在早くに職場復帰する人も多く、ゆとりを持つということがとても難しい。こども園も協力しないと母親がいよいよ追い詰められていく状況がある中で、本当にどうしていけばいいのかと思う。お話を聞き、保育現場や子どもたちの大変さ、また、預け先が充実したとしても、学校にあまり馴染めない子やいじめがあったりするとそこにずっと同じところにいる大変さもあり、答えが容易に出ないと感じる。豊田市は子ども条例を愛知県最初に作った市であるので、広い視点で取り組めればと思うし、市民活動者として自分も協力できたらと思う。

会長 ・ 他にご意見・ご質問がないようなので、次の話題に移らせていただく

(5) 令和2年度豊田市のいじめの現状と防止等に関する取組について（報告）

【資料5】

会長 ・ 次に、「令和2年度豊田市のいじめの現状と防止等に関する取組について」を議事とする。事務局から報告をお願いする。

事務局 ・ 資料5に基づき説明する。

- ・ (2) 教育委員会の主な取り組みについては、①にあるように毎月いじめの状況調査を小中学校に対して行い、いじめの認知件数、またいじめの防止の取組について確認している。この他にも毎年、文部科学省からの調査も実施している。
- ・ ②学校との連携について、いじめがあった場合には、学校から「いじめの早期相談票」を提出してもらっている。そしてパルクとよたの指導主事およびスクールソーシャルワーカー等で構成されるいじめ事案検討会議で協議をし、学校と連携して早期対応に当たっている。さらに、いじめ不登校対策委員会という教員が集まる会のいじめ問題対策部会において、いじめ対応マニュアルミニマム版「こ・れ・だ・け・は」を昨年度作成し、本年度4月に全教員に配付した。いじめの初期対応から解決までのところを分かりやすくまとめてある。
- ・ 次に③のいじめの対応に関する研修についてである。パルクとよたでは現職研修訪問といい、各学校を回って講師を派遣し研修を行っている。令和2年度は小学校7校、特別支援学校1校で、いじめに対する研修を実施した。また全体については7月7日に同朋大学教授の目黒達哉氏を講師として、教師向けのいじめ対応の研修を行った。5月には愛知県弁護士会の高橋直紹弁護士を講師に招き、パルクとよた公開セミナーとして開催した。さらに学校で主催する児童生徒保護者向けの研修会については、小学校3校、中学校1校で開催した。
- ・ 次に④委員会等についてである。弁護士や学識経験者、心理や福祉の専門家を委員とする豊田市いじめ防止対策委員会を年間3回開催している。さらに、豊田市いじめ・不登校対策推進委員会という会議体が教員の代表や心理の専門家等で構成されており、豊田市いじめ防止対策委員会と連携して、いじめの状況調査、分析、啓発活動を行っている。
- ・ 今年度は先ほど挙げたいじめ対応マニュアルの活用促進に向けて、子どもや先生が持っているタブレットを使って新たに取組めないか検討している。
- ・ 次に⑤「相談支援等」についてである。いじめに関する相談、あるいはケアの充実のためにスクールソーシャルワーカーを学校に派遣している。さらに、各

学校にスクールカウンセラー及び心の相談員を配置している。令和2年度は市の予算で配置するスクールカウンセラーが50人、県の予算で配置するスクールカウンセラーが35人、また心の相談員は延べ87人を配置した。これに加えてパルクとよたでの臨床心理士による面接相談を行っている。またはあとラインとよたという電話による相談も実施している。そして児童生徒向けの相談カードを全小中学生に配布した。

- ・次に(3)各学校取組状況について、各学校で作っている学校いじめ防止基本方針の見直しを実施した。また、いじめ防止のためのアンケートによる教育相談の実施や、校内いじめ対策委員会を開催するとともに、各学校の実情に合わせて情報モラルや道徳の授業も実施している。令和3年度から今年度から取り組んだものとして、各学校に、教育相談コーディネーターというものを位置づけ、校内体制の整備を図った。さらに、全職員による子どもを語る会の開催を全ての学校に義務付けて開催するように取り組んでいく。
- ・2「豊田市のいじめの現状」について説明する。
- ・(1)いじめの認知件数の推移について、小学校におけるいじめの件数は令和元年度が2,036件、令和2年度は1,604件であった。中学校は令和元年度が540件で、令和2年度は220件であった。これは新型コロナウイルスの感染症対策として臨時休校期間があったことや、学校再開された後も子ども同士の関わりや行事が減少したようなことが原因ではないかと考えられる。
- ・一方で、年度末の収束率は小中ともに85%となっている。これはいじめの行為が見られないからと安易に解決と判断するのではなく、被害者とされる子どもの本人の心身の状態や、保護者捉え方についても十分に把握し、慎重に解決の判断をしていると考えている。また、いわゆるいじめが解決した後も3ヶ月は見守りをして、何もなかったことを解消というが、解消まで3ヶ月かかることが学校へ浸透しているということも影響していると思われる。
- ・(2)について、令和2年度に提出されたいじめの早期相談票は全部で56件である。令和元年度と比較すると減少しているが、これもやはり臨時休校期間があったこと等に原因があると考えられる。提出された56件について、学校と情報共有を行い、必要に応じて学校訪問し、本人や保護者と直接面接を行っている。今後さらに学校との連携を深めて解消まで丁寧に見守っていく。

会長

- ・ただ今説明がありました内容について、ご意見・ご質問はあるか。

委員

- ・(3)各学校の取り組み状況②について、アンケートについて、学校の学活の授業で実施したことがあるがそのようなやり方は見直ししてはどうかと思う。いじめの認知度は上がってしまうけれども、悩む子どもが分かってくることで教職員が対応できる環境が作れるので、アンケートの実施方法について策定していなければしてほしい。

事務局

- ・アンケートの実施方法について、確かに昔はそのようなやり方をしていた学校もあったと聞いているが、教室で配って回収する形では、子どもたちが本音を出せず、また何か書いていると周りの子に回答などが分かってしまうということで、教育委員会で見直しを実施した。現在は、学校で用紙を配って一旦家に持ち帰り、封筒に入れて提出するという形になっている。保護者にもアンケー

トを持ち帰りましたということ伝える。

- 委員
- ・アンケート項目について、もちろん自分自身がいじめを受けてないかということが中心だと思うが、自分がいじめをしているかどうかや、自分のことだけではなくて、そういういじめの行為を見たり聞いたりしてないかという項目をつけると良いと思う。自分のことは言えないけれども、友達のことについては言えるということで、目撃情報や伝聞情報から発見することがあるのでそういった質問もあった方がいいのではないと思う。
- 事務局
- ・アンケートの内容についても、委員会で毎年見直しており、見たり聞いたりするという項目に入っている。さらに保護者に対してもアンケートを配る機会もあり、保護者から見て、子どもの様子がおかしくないか、例えば「最近何か物が傷つけられているか」「やたら物をなくす」逆に「他の子に危害与えてないか」など、学校が把握できない部分で何かいじめている、あるいはいじめられている子がないかも把握できるように努めている。
- 委員
- ・(3)の各学校の取り組み状況ということで、全職員による子どもを語る会の開催を義務付けると言われたが、どういうことをやっていくか、現場の先生たちの負担にならないのかなど、状況を教えてほしい。
- 事務局
- ・子どもを語る会というのは、実はこれまでも各学校で独自で行われており、それぞれの学年の中の情報を他の先生方にも知ってもらう機会であった。やり方が様々だったが、やはり全職員が集まって全校の子どもの情報を共有するという形にした。多忙化解消の面もあるので、方法については学校にお任せするが、例えば職員会議が終わった後に情報共有する、タブレットパソコンにデータを入れる等、工夫をしていただきながら全教員で情報をしっかり把握するという機会を持つようにしている。
- 委員
- ・資料最後の「いじめの早期相談票」について、経過観察というのが多いが、どういったことなのか。
- 事務局
- ・「いじめの早期相談票」は、各学校でいじめを認知した場合に、パルクとよたの方に提出するものである。ただ全てについて報告するのではなく、学校で対応が難しい、時間がかかりそう、支援が必要だというようなものについて出してもらっている。いじめの内容について、例えば繰り返し起きている、けがをしている、保護者も巻き込んで対応している等の項目に加え、学校のみで解決できるか、教育委員会に相談に乗ってほしいのか、他の機関の支援が必要であるかとの項目もあり、そこにチェックをして提出してもらっている。パルクとよたがそれを受けたときに、指導主事とスクールソーシャルワーカーが学校に行き、先生方と面談しながら詳細を聞き、今後の対応について検討する。その中で経過観察というのは、解決に向けて、見通しがある程度立つということで、パルクとよたが見守りをするというような案件ということである。
- 委員
- ・全体を通じて気になったことをお伝えする。1つは最近起こった送迎バスの死亡事故である。豊田市内でも送迎バスを持つ園もあると思うが、送迎バスの基準について実態を把握したり、注意喚起をされたりしているかどうかをお聞き

したい。もう1つは、数年前に、男性保育士によるわいせつ事件があったと思うが、そういうことが、もしかしたら起きるかもしれないということが懸念される。それに対して、採用時の工夫や、早期発見できるような仕組みがあるかについてお聞きしたい。

事務局

- ・1点目について、公立こども園においては、バスは使っておらず、私立幼稚園に対しては注意喚起を行っている。2点目について、男性保育士に対する研修をしている。採用に当たっては、具体的に工夫は行っていないが、教員等で過去に起こした事件のデータを閲覧できる仕組みがあるので参考にしていきたい。

委員

- ・公立、私立問わず、バスだけではなく子どもの登降園については、休みの子どもがいるときには必ず家庭の方にも連絡を取るなど、確実に引き渡しが行われるような配慮をしているし、普段来られる保護者の方以外が迎えに来られるときにも必ず連絡をいただくなどの工夫をしている。また園生活の中でも、場所を移動するときには必ず人数の確認をするように心がけるようにしている。今回のニュースに関しては真摯に受け止め、気をつけながら進めていきたいと思っている。

委員

- ・1点目として、子どもが小さいときに支援センターに行き、母親友達と話しながら見ていたら、スタッフに「必ずお子さんを見てください」と言われたことがある。母親もストレス解消に支援センターを活用させていただいているので、子どもの幸せと同時に、子育て世代の方にゆとりを持ってもらうための事業として、支援を充実すると良い。また、たくさんの事業があるが、実際に子育て世代に広まっていない印象がある。せっかく実施しているので、保護者の会を通じて展開をするなどしてはどうか。
- ・2点目はいじめについてである。いじめをする子は自分自身が認められておらず、幸せな状態でないということが多い。相談を受けて改良していくよりも、いじめてしまうサイドへ何かやりがいのあることに打ち込めるように促す等の対策をすると良いのではないかと思う。

委員

- ・どう育ってきたのかはすごく大事だと思っており、だからこそ幼いころの心が育まれる時代がすごく大事だと思うし、幼い子どもを育む母親のフォローも必要だと感じる。もちろん金銭面などもそうだが、やはり一番大事なのはメンタル面であり、そちらのサポートも含めて、行政で連携しながら女性のことのほか、男性のこと、子どもたちに関することで取り組んでいくことが大切だと感じる。

事務局

- ・1点目の子育て支援センターの件について、おっしゃられるように子育て支援は、当然保護者の方に寄り添うことが必要だと考える。今回会議でご意見いただいたということで、現場の方にも情報提供させていただきたい。

事務局

- ・いじめる側の問題についてご意見本当にありがたい。教育委員会あるいは学校としてもいじめる側の背景について、例えば研修の中で話をしているし、いわ

ゆる予防という意味でも、子どもたちのいわゆる自己肯定感を高める中であるとか、何か活躍の場があり、子どもたちがやはり自分の居場所を持ち、学校にいて楽しい、やりがいがあるといったような気持ちを育てていきたいと考えている。また、本当にいじめを受けてしまうときも、いじめた側の立場に立って、その背景を探って、そこを根本的に解決しないと。再発もあるだろうということに対応をしている。

会長 ・以上をもって、令和3年度第1回豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議の議事を終了させていただく。それでは事務局にお返りする。

7 閉会

事務局

・それでは、以上をもって令和3年度第1回豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議を終了する。